

## 建築基準法第6条第1項の第一号建築物の取扱いについて

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課  
平成20年2月29日  
最終改正 平成25年9月3日

建築基準法第6条第1項の規定による第一号建築物の規模の判断は、下記によるものとする。

### 記

棟を単位とし、同一棟の特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計による。

#### 【解説】

この取扱いは、建築基準法第6条第1項第一号建築物に該当するか否かについて、棟を単位とする判断と敷地を単位とする判断に分かれていたことから、棟単位で判断する旨を示したものである。

#### (具体例)

次のような建築物は、第一号建築物として取り扱わない。

- 一敷地内に1棟が $90\text{ m}^2$ の学校建築物（不可分）を3棟新築し、その3棟の床面積の合計が $270\text{ m}^2$ の場合。（敷地単位で判断せず、新築する棟( $90\text{ m}^2$ )で判断する。）
- 既存の学校建築物（第一号）がある敷地に $90\text{ m}^2$ の学校建築物を別棟で一棟増築する場合。（敷地単位で判断せず、増築する棟( $90\text{ m}^2$ )で判断する。）
- 一棟に事務所( $200\text{ m}^2$ )と店舗( $40\text{ m}^2$ )、診療所( $50\text{ m}^2$ )が混在する場合。（特殊建築物の用途である店舗と診療所の合計( $90\text{ m}^2$ )で判断する。）

関連法令	建築基準法第6条第1項、同法施行令第2条
参考	